

●規程改正の概要

要 旨	当機構における勤務実態等に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正（規程第〇号）</p> <p>1 改正内容</p> <p>「救急病院勤務手当」の支給対象者に中央病院の研究員を含める。</p> <p>2 改正理由</p> <p>○中央病院の研究員は、本務である調査研究業務の傍ら、臨床検査技師同様に救急医療に係る検体検査業務も恒常的に行っていることから、本手当の支給対象として適当であるため。</p> <p>○支給額</p> <p>12,000円/月（コメディカルと同額）</p> <p>※年間支給額 144,000円</p>
施行期日	令和6年4月1日から施行する。

職員給与規程 新旧対照表 (令和6年4月1日施行)

新	旧
<p>(救急病院勤務手当)</p> <p>第51条の11 救急病院勤務手当は、中央病院に勤務する次の各号に掲げる職をもって任用された職員が、病院業務に従事したときに支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保健師 二 看護師 三 准看護師 四 看護補助 五 理学療法士 六 作業療法士 七 視能訓練士 八 言語聴覚士 九 歯科衛生士 十 診療放射線技師 十一 臨床検査技師 十二 臨床工学技士 十三 管理栄養士 十四 栄養士 十五 精神保健福祉士 十六 社会福祉士 	<p>(救急病院勤務手当)</p> <p>第51条の11 救急病院勤務手当は、中央病院に勤務する次の各号に掲げる職をもって任用された職員が、病院業務に従事したときに支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保健師 二 看護師 三 准看護師 四 看護補助 五 理学療法士 六 作業療法士 七 視能訓練士 八 言語聴覚士 九 歯科衛生士 十 診療放射線技師 十一 臨床検査技師 十二 臨床工学技士 十三 管理栄養士 十四 栄養士 十五 精神保健福祉士 十六 社会福祉士

十七 保育士

十八 救急救命士

十九 公認心理師

二十 医療事務補助のうち医師事務作業補助業務に従事する者

二十一 薬剤師

三十二 研究員

2・3 略

十七 保育士

十八 救急救命士

十九 公認心理師

二十 医療事務補助のうち医師事務作業補助業務に従事する者

二十一 薬剤師

2・3 略